

前回(8/8)協議会でのご指摘事項と反映箇所一覧

No.	ご指摘事項	反映箇所	
1	原災法10条、15条以外のトラブル発生時にどのような系統で連絡するのか把握できる図にしていきたい	図1(P2)	現場トラブルに人身災害等が含まれていること、関係機関への連絡ルートに記載
2	福島復興本社の各自治体担当グループにはどこから情報が入り、どのように地域対応をしているのかが分かりづらい	図1(P2)	各自治体担当グループへの連絡ルートと対外対応先を記載
3	図1「通報連絡の具体的な流れ」における、資源エネルギー庁、原子力規制庁、福島県の役割についての記載がない	図1(P2)	資源エネルギー庁、原子力規制庁、福島県による「監視・指導・助言・確認」を記載
4	緊急事態が発生した場合のオフサイトセンターを中心とした情報連絡の流れ、体制を追記いただきたい	図1(P2)	通報連絡の流れをより具体的に記載(緊急事態が発生した場合も流れは同様)
		図2(P4)	オフサイトセンターを中心とした原子力防災体制図を追加
		本文P5 (3行目) 「緊急事態が～」	原災法に基づき、現地にオフサイトセンターが立ち上がることを記載
		別添資料	通報連絡に関する経路・手段・連絡先(詳細)を添付
5	緊急時における各班の役割を詳しく示していただきたい	別添資料	原子力発電所ならびに本社の原子力警戒組織及び原子力防災組織の班構成・役割を添付
6	社長を監視するシステムとして説明があった原子力安全監視室や取締役会などの役割を記載いただきたい	本文P6 (下から6行目) 「また、2013年～」	原子力安全監視室の設置目的や役割、取締役会の位置づけ等を記載
7	テレビ会議の記録、公開について、もう一歩踏み込んだ取り組みがあれば、安心感、透明性の向上に繋がる	本文P6 (8行目) 「なお、緊急時～」	テレビ会議の記録等に関する対応状況を記載
8	緊急時にもきちんと情報共有や通報連絡ができるよう、定期的に訓練を行って確認することが大事	本文P6 (12行目) 「これらの緊急時～」	当社による各種訓練、福島県主催の訓練への参加状況を記載